

目 次
相続法改正と不動産登記

第1 相続法改正の概要	71
(1) はじめに	71
(2) 相続法改正法案の国会提出	71
(3) 相続法制改正法の成立	72
(4) 相続法制改正法の概要	73
(5) 相続法改正のポイント	74
第2 配偶者の居住権を保護するための方策	76
(1) 配偶者居住権	76
(2) 配偶者短期居住権	77
(3) 配偶者居住権の消滅	79
(4) 配偶者居住権と遺贈	79
(5) 配偶者居住権の内容	80
① 発生原因	80
② 無償性	80
③ 存続期間	81
④ 第三者対抗要件	81
⑤ 登記請求権	82
⑥ 譲渡性	82
⑦ 相続性	82
(6) 配偶者居住権の存続	82
(7) 配偶者居住権の存続期間	83
① 存続期間	83
② 配偶者居住権の更新	84
第3 配偶者居住権と不動産登記等	84
(1) 配偶者居住権の登記	84

目 次

(2) 登記請求権	86
(3) 第三者対抗要件	88
(4) 配偶者居住権の概要	89
① 登記請求権と単独申請	89
② 第三者対抗要件としての登記	90
③ 建物所有者・敷地所有者・抵当権者との関係	91
④ 妨害停止の請求	92
⑤ 配偶者による使用・収益	93
⑥ 居住建物の返還	94
(5) 配偶者居住権の終了	95
(6) 運用関係	95
第4 配偶者短期居住権の概要	96
(1) 最高裁平成8年12月17日判決	96
(2) 配偶者短期居住権の成立要件	97
(3) 配偶者短期居住権の内容	97
(4) 使用収益権能	98
(5) 配偶者居住権の成立と配偶者の相続分に及ぼす影響	101
(6) 存続期間	102
(7) 配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅	105
(8) 居住建物の返還	105
(9) 配偶者短期居住権の終了	106
第5 遺産分割に関する見直し等	108
1 概 要	108
(1) 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）	108
(2) 仮払い制度等の創設・要件明確化	108
① 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策	108
② 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策	108

(3) 一部分割	109
(4) 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産 の範囲	110
2 持戻し免除の意思表示の推定規定	110
(1) 持戻し免除の意思表示の推定規定	110
(2) 相続人の具体的相続分の算定	112
(3) 改正の趣旨	113
(4) 改正民法903条4項の要件	115
① 婚姻期間が20年以上であること	115
② 居住用不動産である土地・建物であること	115
③ 遺贈または贈与によること	115
3 一部分割	116
(1) 改正の趣旨	116
(2) 一部分割の請求	116
4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の 範囲	118
(1) 改正の趣旨	118
(2) 現行の実務の明文化	119
(3) 遺産分割による調整を容易にする方策	120
(4) 全員の同意	122
(5) 適用対象	123
(6) 遺産分割前における預貯金の払戻し制度の創設等	124
第6 遺言制度に関する見直し	126
1 はじめに	126
2 自筆証書遺言の方式緩和	127
3 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設	130
4 遺言者と遺言書保管官に関する事項等	130
5 関係相続人等に関する事項について	132
(1) 関係相続人等	132

目 次

(2) 遺言書の閲覧請求	133
(3) 遺言書情報証明書	133
(4) 遺言書保管事実証明書	133
(5) 遺言書情報証明書の交付請求	133
(6) 遺言書情報の取扱い	134
(7) 検 認	134
(8) 外国語で作成された自筆証書遺言	134
第7 遺贈の担保責任	135
1 はじめに	135
2 遺贈義務者	137
3 相続財産に属しない財産の遺贈	138
4 適用関係	139
5 撤回された遺言の効力	139
6 遺贈義務者の引渡義務	140
第8 遺言執行者の権限の明確化等	141
1 改正の趣旨	141
2 改正民法と遺言執行者の権限	143
3 遺言の執行	144
4 遺言執行者の権限とその役割	146
5 相続人による処分の効果	146
6 「相続させる」旨の遺言と遺言執行者の権限	147
7 特定財産承継遺言と遺言執行者の対抗要件具備の権限	150
8 相続法の改正と遺言執行の妨害	152
(1) 遺言執行妨害行為とその効力	152
(2) 遺贈に遺言執行者がある場合と相続人の処分	152
第9 遺留分制度に関する見直し	153
1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し	153
(1) 遺留分侵害額請求権の行使と金銭債権化（現物返還原則から金銭債権への一本化）	153

(2) 受遺者または受贈者の負担額	154
2 遺留分の算定方法の見直し	155
(1) 改正の趣旨	155
(2) 遺留分を算定するための財産の価額に関する規律	156
(3) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律	156
3 遺留分減殺請求権の効力と法的性質の見直し	157
4 遺留分侵害額の計算方法	158
5 受遺者または受贈者の負担額（遺留分算定方法の見直し）	158
第10 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し	160
1 見直しの趣旨	160
2 見直しの内容	161
第11 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し	161
1 相続による権利の承継に関する規律（対抗要件主義の採用）	161
2 対抗要件が不要とされる場合	162
3 義務の承継に関する規律	163
4 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等（原則無効）	163
5 相続による権利の承継と不動産登記	164
6 相続による自主占有と不動産の取得時効	165
(1) 取得時効の要件	165
(2) 他主占有から自主占有への転換	167
7 共同相続人の一部の者からの保存行為としての相続登記の申請	168
8 相続における権利の承継と対抗要件	170
(1) 改正民法899条の2と対抗要件	170
(2) 「相続させる」旨の遺言	170
(3) 相続分の指定と不動産登記	172
9 義務の承継に関する規律	172
(1) 相続分の指定と債権者の権利行使	172

目 次

(2) 遺言執行者がある場合と相続人の行為の効果	173
(3) 改正前民法と対抗要件	174
(4) 善意の第三者の保護	175
(5) 相続人の債権者との関係	175
10 相続人に対する特定遺贈・遺産分割方法の指定と登録免許 税等	176
第12 被相続人による特別の寄与とその内容	177
(1) 寄与の内容	177
(2) 特別寄与の上限	178
第13 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	178
1 特別の寄与	178
2 特別寄与者と遺産分割	179
第14 相続法改正と不動産登記	180
序 沿革的考察	180
1 相続による物権変動と登記	180
2 共同相続と登記	181
3 遺贈と登記	181
4 相続放棄と登記	182
5 遺産分割と登記	182
6 遺贈による物権変動	184
(1) 問題の所在	184
(2) 遺贈による物権変動とその時期	185
① 包括遺贈	186
② 特定遺贈	186
③ 相続人からの取得者との関係	187
7 特定財産承継遺言と不動産登記	189
(1) 対抗要件具備の権限	189
(2) 対抗要件具備の効果	190
8 相続財産承継と対抗要件	191

(1) 遺産分割	191
(2) 遺贈（遺言）	192
(3) 相続分の指定（遺言）、遺産分割方法の指定（遺言）	192
(4) 改正相続法	192
9 対抗要件主義と遺言執行者の権限	192
10 遺言執行者の権限の明確化	194
(1) 遺言内容の通知	194
(2) 遺言執行者の権利義務	195
(3) 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果	195
(4) 特定財産に関する遺言の執行	196
(5) 遺言執行者の行為の効果	197
(6) 遺言執行者の復任権	197
(7) 遺言執行者の職務	198
① 財産目録の調整（原則）	198
② 管理・執行	198
③ 遺言執行者が数人ある場合	199
④ 遺言の執行を妨げる行為と善意の第三者	200
11 遺言執行者がいる場合における相続人の行為の効果	201
(1) 善意の第三者	202
(2) 対抗要件の要否	203
(3) 債権者との関係	203
(4) 譲受人の善意・悪意	205
12 相続の効力と対抗要件等	206
(1) 権利の承継に関する規律	206
(2) 相続による不動産の承継と対抗要件等	207
① 意義	207
② 改正前の法律関係	207
③ 改正後の法律関係	208
(3) 共同相続における権利の承継と対抗要件	210

(4) 「相続させる」旨の遺言の基本構造と不動産登記	212
① 「相続させる」旨の遺言とその基本構造	212
② 「相続させる」旨の遺言と遺産分割方法の指定	214
(5) 「相続させる」旨の遺言の法的性質	214
(6) 「相続させる」旨の遺言とその効力	216
① 遺贈との関係	216
② 「相続させる」旨の遺言と無権利の法理	216
③ 「相続させる」旨の遺言と判例	217
(7) 「相続させる」旨の遺言と遺留分減殺	219
(8) 「相続させる」旨の遺言と代襲相続	220
(9) 「相続させる」旨の遺言と不動産登記	221
① 「相続させる」旨の遺言と登記実務	221
② 「相続させる」旨の遺言と債権者による差押	222
③ その後の判例の動向と不動産登記	224
④ 「相続させる」旨の遺言と相続債務	226
⑤ 「相続させる」旨の遺言と推定相続人の先死亡による 代襲相続	227
⑥ 「相続させる」旨の遺言とその特色	228
⑦ 特定財産承継遺言と遺言執行者の登記申請権限	240
⑧ 遺言執行者の権限	243
⑨ 遺言執行者がいる場合の遺贈の履行	245
13 まとめ (要点解説)	246
(1) 配偶者の居住の権利を保護するための方策	246
① 配偶者居住権	246
② 配偶者短期居住権	248
(2) 配偶者居住権の登記の創設と不動産登記法の改正	250
(3) 配偶者居住権と不動産登記	251
① 配偶者居住権の設定の登記	251
② 配偶者居住権の設定登記の申請人	251

(4) 遺産分割に関する見直し等	252
① 持戻し免除の意思表示の推定規定の創設	252
② 遺産分割前に遺産に属する財産の処分がされた場合	253
(5) 遺言制度に関する見直し	254
① 自筆証書遺言の方式緩和	254
② 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設	255
③ 遺贈の担保責任（遺贈義務者の引渡義務）	255
(6) 遺言執行者の権限の明確化等	257
① 特定財産承継遺言がされた場合の遺言執行者の権限	257
② 遺言執行者の権限の明確化	259
(7) 遺留分制度に関する見直し	266
① 遺留分に関する権利の行使によって生ずる権利の金銭 債権化（現物返還原則から金銭債権への一本化）	266
② 遺留分の算定方法の見直し	267
③ 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見 直し	268
(8) 相続の効力等に関する見直し	268
① 相続による権利の承継に関する規律	268
② 義務の承継に関する規律	270
③ 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等	270
④ 遺言執行者による遺言執行と相続人の執行妨害	272
⑤ 相続法改正と遺言執行者の権限	274
⑥ 遺言執行者の権限の明確化	276
⑦ 「相続させる」旨の遺言と遺言執行者	277
(9) 相続による物権変動とその登記	277
① 改正民法と対抗要件	277
② 法定相続分と移転登記	278
③ 法定相続分を超える処分行為と無権利の法理	282
④ 相続法改正と遺産分割による対抗要件	284

目 次

⑤ 遺産分割の法的性質と不動産登記	285
⑥ 指定相続分と対抗要件	287
⑦ 相続放棄と法定相続分の登記	288
⑧ 民法177条と遺産分割前による権利の承継	292
(10) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策	293
(11) 施行期日等	294

相続法改正と不動産登記

第1 相続法改正の概要

(1) はじめに

相続法については、昭和55年に配偶者の法定相続分の引き上げや寄与分制度の新設等の見直しがされて以来、ほとんど実質的な見直しはされていない状況にあったが、その間にも、社会の少子高齢化が進展するなど、社会経済情勢にも大きな変化が見られた。このような高齢化が進展したことに伴い、相続の場面でも、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高くなって、その生活の保護を図る必要性が高まる一方で、子については経済的に独立している場合も多く、また、少子化により相続人がある子の人数が相対的に減ることから、遺産分割における1人の子の取得割合も相対的に増加することになるなどの変化が生じている。このように、配偶者と子が相続人になる場合を想定すると、相対的には、配偶者の保護を図るべき必要性が高まっていると考えられ、このような社会経済情勢の変化に対応する観点から、相続法制を見直す必要があると考えられる。

(2) 相続法改正法案の国会提出

相続法制の見直しを検討するに至った直接のきっかけは、平成25年9月4日に最高裁大法廷において、嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1としていた当時の民法の規定が法の下での平等を定める憲法14条1項に違反するとの判断が示されたことにあると考えられる。その後、当該規定を削除する内容の法律案が臨時国会に提出され、その過程で、今回の相続法改正の要

因として、社会経済情勢の変化に対する対応があげられ、特に日本社会の高齢化の進展で、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、配偶者保護の観点から相続法制を見直す必要性が問題提起され、また、子については経済的に独立している場合も多く、相続人である子の人数が相対的に減少し、遺産分割における1人の子の取得割合も相対的に増加していると考えられ、子の生活保障の必要性よりも、配偶者の生活保障の必要性が相対的に高まってきていると考えられる。

相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等を盛り込むとともに、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正がなされている。

このような観点から、法制審議会民法部会（相続関係）が設置され、平成30年1月16日同審議会は、法務大臣に対し、「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」を答申した。

(3) 相続法制改正法の成立

前記要綱に基づいて、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」が立案され、いずれも平成30年3月13日に閣議決定され、同日国会に提出し、同年7月6日に成立している。

そして、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年7月13日法律第72号）は、原則として公布の日である平成30年7月13日から起算して1年を超えない範囲内において政

令で定める日（ただし、自筆証書遺言の方式緩和については平成31年1月13日、配偶者の居住に関する権利については前記公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日）から、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年7月13日法律第73号）は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から各施行されることになっている。

（4）相続法制改正法の概要

配偶者の生活保障の観点から、①残された配偶者の居住建物における居住権（配偶者居住権、配偶者短期居住権）の保障、②配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）が新設された。

また、③自筆証書遺言を一般市民に使いやすいようにするため、その方式を緩和し（財産目録における自筆の不要化）、その遺言書の保管制度を創設すること、④遺留分制度について現代化すること（「家産の取戻し」から「遺留分権利者の生活保障」へと変更、遺留分侵害請求の金銭支払請求化等）、⑤相続人以外の近親者が被相続人に対して療養看護や介護をした場合の特別寄与料の支払請求を認めること、⑥相続登記の促進の観点から、特定の不動産を特定の相続人に相続させる旨の遺言（特定財産承継遺言）についても、登記を対抗要件とすることが新設されている。

さらに、⑦最高裁平成28年12月19日大法廷決定（民集70巻8号2121頁）により、共同相続された普通預金債権等が遺産分割の対象となったことから、預貯金債権の仮払い制度等の創設等が

新設されている。

(5) 相続法改正のポイント

1つ目は、配偶者保護のための方策が複数含まれていることである。

少子高齢化の進展に伴い、配偶者と子を比較すると、相対的に配偶者の保護の必要性がより高まっており、特に高齢の配偶者にとってはその居住権の保護を図ることが重要であること等を踏まえ、配偶者居住権や配偶者短期居住権という新たな権利が設けられているほか、被相続人が配偶者に対して居住用不動産の遺贈や生前贈与をした場合に、いわゆる持戻し免除の意思表示があったものと法律上推定する旨の規定を設けるなどしている。

2つ目は、遺言の利用を促進するための方策が多数含まれている。

家族のあり方が多様化していることに伴い、法定相続のルールをそのまま当てはめると実質的に不公平が生ずる場合があり、そのような場合には、被相続人の意思によってこれを修正することが考えられるが、その意味では、遺言制度が今後ますますその重要性を増してくるものといえる。改正法では、自筆証書遺言の方式を緩和する方策を設け、また、遺言の円滑な実行を図るために遺言執行者の権限が明確化されているが、遺言書保管法に基づく保管制度の創設も自筆証書遺言の利用を促進するための方策になるものと考えられる。

また、改正民法では、遺留分権利者の権利行使によって生ずる権利を金銭債権とする改正も行われているが、これにより、

遺留分権利者がその権利を行使した場合にも遺贈や贈与の効力自体は否定されないことになるため、遺言者の意思をより尊重することにつながり、法律関係をより簡明にする点で、間接的に遺言の利用を促進することにつながるものと考えられる。

3つ目は、相続人を含む利害関係人の実質的公平を図るための見直しがなされ、たとえば、現行法の下では、相続人が被相続人に対する介護等の貢献を行った場合には、寄与分制度によってその貢献が考慮されるのに対し、相続人に当たらない親族が介護等の貢献を行った場合には、遺産の分配に与れないとの指摘がされていること等を踏まえ、特別の寄与の制度を新たに設けたほか、多額の特別受益を有する共同相続人の1人が遺産分割前に遺産に属する財産の共有持分等を処分した場合に、その処分をした共同相続人の最終的な取得額が、それがなかった場合よりも増えるという不公平が生ずることがないように、遺産分割の中でそれを調整する規律を新たに設けている。

4つ目は、改正民法では、預貯金債権について各共同相続人に遺産分割前の払戻し請求を認める制度を創設している。

5つ目は、いわゆる相続させる旨の遺言や相続分の指定がされた場合についても対抗要件主義を適用するなどの見直しをしている。

以上のように相続法の改正は、幅広い観点からの改正がなされているが、本書はそれらの視点を踏まえ、それらの改正が不動産登記制度にどのように反映され、どのような影響を及ぼすか、今回の改正は相続法全体にかかわる大きな改正であり、不動産登記についても配偶者居住権に関する登記のように新たな

登記が創設されるとともに、「相続させる」旨の遺言等による物権変動論の基本構造についても大きな質的変更をもたらし、さらには遺言執行者の権限等と不動産登記についても極めて大きな変更をもたらしている。

本書は今回の相続法全体の改正点にも詳細かつ丁寧な解説を加えるとともに、影響の大きい不動産登記制度についても視点をあて、詳細かつ丁寧に解説を加えている。ご活用いただければと思う次第である。

第2 配偶者の居住権を保護するための方策

(1) 配偶者居住権

配偶者が被相続人の財産に属した建物を相続開始の時に居住の用に供していた場合において、遺産分割等によって終身又は一定期間という比較的長期の間、無償でその建物（居住建物）の全部の使用及び収益をする権利を取得する（改正民法1028条～1036条）。

近年の社会の高齢化の進展および平均寿命の伸長に伴い、被相続人の死亡後にもその配偶者が長期間にわたり生活を継続することが少なくない。そして、配偶者は、住み慣れた居住環境での生活を継続するために居住権を確保しつつ、その後の生活資金として預貯金等の財産についても一定程度確保したいと希望する場合も多いと考えられる。

現行法の下でそのようなニーズに応えるためには、遺産分割において配偶者が居住建物の所有権を取得することが考えられるが、居住建物の評価額が高額となる場合には、配偶者がそれ

以外の遺産を十分に取得することができなくなるおそれがある。

配偶者居住権の制度は、配偶者に居住建物の使用収益権限のみを認め、処分権限のない権利を創設することによって、遺産分割の際に、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保することができるようにすること等を目的として創設したものである。

また、配偶者居住権の活用場面は遺産分割の場合に限られるものではなく、被相続人が遺言によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできるとしている。これによって、たとえば、それぞれ子がいる高齢者同士が再婚した場合にも、自宅建物を所有する者は、遺言によって、その配偶者に配偶者居住権を取得させてその居住権を確保しつつ、自宅建物の所有権については自分の子に取得させることができることとなる。

(2) 配偶者短期居住権

配偶者が被相続人の財産に属した建物を相続開始の時に無償で居住の用に供していた場合は、遺産の分割によりその建物の帰属が確定するなどの比較的短期の間、その建物（居住建物）を無償で使用する権利を有する（改正民法1037条～1041条）。

配偶者が被相続人所有の建物に居住していた場合に、被相続人の死亡によりただちに住み慣れた居住建物を退去しなければならないとすると、精神的にも肉体的にも大きな負担となり、とりわけ配偶者が高齢者である場合にはその負担が大きいと考えられる。しかし、相続開始の前に、配偶者が被相続人との間で使用貸借契約を締結するなどして法律上の占有権限を明示的

に取得していることは稀であり、多くの場合は、被相続人の占有補助者として居住建物を使用していると考えられる。そのような場合には、配偶者は、相続開始により被相続人の占有補助者としての資格を失うことになるため、他の占有権限を新たに取得しない限り、居住建物を無償で使用する法的根拠を失うことになる。

この点に関し、判例（最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁）は、「共同相続人の1人が相続開始前から被相続人の許諾を得て遺産である建物において被相続人と同居してきたときは、相続開始後も遺産分割までは、無償で使用させる旨の被相続人の同意があったものと推認され、被相続人の地位を承継した他の相続人等が貸主となり同居相続人を借主とする使用貸借が存在する。」旨判示し、相続人の1人が被相続人の許諾を得て被相続人所有の建物に同居していた場合には、特段の事情のない限り、被相続人とその相続人との間で、相続開始時を始期とし、遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたものと推認されるとしている。このため、相続人である配偶者は、この要件を満たす限り、遺産分割が終了するまでの間は、被相続人の建物に無償で居住することができることになる。しかし、平成8年の判例による許諾は、あくまでも当事者の意思の合理的解釈に基づくものであるため、被相続人が明確にこれとは異なる意思を表示していた場合等には、配偶者の居住権は、短期的にも保護されないことになる。

そこで、本法律では、平成8年の判例では許諾されない場合も含め、被相続人の意思にかかわらず、配偶者の短期的な居住

権を保護するため、配偶者が従前居住していた建物に被相続人の死亡後も引き続き無償で居住することができる権利（配偶者短期居住権）を新たに創設している。

なお、配偶者短期居住権については、配偶者居住権とは異なり、遺産分割において、配偶者の具体的相続分からその価値相当額を控除する必要はない（堂蘭幹一郎・笹井朋昭・神吉康二・宇野直紀・倉重龍輔・満田悟・秋田純「相続法改正の概要(1)」NBL1133号10頁）。

(3) 配偶者居住権の消滅

居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

また、配偶者居住権は、「被相続人の財産に属した建物」に関して成立するため、建物が賃借物件であるような場合には成立しない。配偶者が相続開始の時に居住建物の一部しか使用していなかったような場合でも、配偶者短期居住権とは異なり、居住建物の全部について配偶者居住権が成立する。

(4) 配偶者居住権と遺贈

配偶者居住権が遺贈の目的とされている配偶者が配偶者居住権を取得した場合、持戻し免除の意思表示が認められる場合を除き、配偶者は配偶者居住権の財産的価値に相当する金額を相続したものと扱われ、その結果、配偶者は、自己の具体的相続分から配偶者居住権の財産的価値を控除した残額についてしか遺産を取得できない。

例えば、配偶者居住権を配偶者に相続させる旨の遺言をした

場合には、配偶者は相続そのものを放棄しない限り、配偶者居住権を放棄することができない。他方で、配偶者居住権を配偶者に遺贈するという遺言をした場合には、配偶者は遺贈の放棄をすることで配偶者居住権のみを放棄することができることになる（民法986条1項）。

（5）配偶者居住権の内容

配偶者居住権の内容としては、配偶者が相続開始の時に居住建物の一部しか使用していないような場合においても、配偶者短期居住権と異なり、居住建物の全部について無償で、従前の用法に従い使用及び収益することができる。また、配偶者居住権については、従前の使用及び収益の状況に応じた財産評価が行われることから、被相続人の生前に被相続人または配偶者が居住建物をもって収益していた場合には、相続開始後においても配偶者が収益権限を承継することができると考えられる（米倉裕樹「民法〔相続法制〕」23頁）。

配偶者居住権は、賃借権類似の法定債権とされるがその相違点は何かということになると以下のような点が相違点となると考えられる。

① 発生原因

配偶者居住権の発生事由は、遺産分割又は遺贈である（改正民法1028条1項、1029条）。賃借権の場合は居住建物の所有者との間の設定契約を必要とする（民法601条）。

② 無償性

配偶者居住権は、配偶者の居住権を保護しつつ将来の生活のために一定の財産を確保させるために創設されたものであるこ